

～年金受給者の皆さまへ～

「公的年金等の源泉徴収票」の発送について

「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」は、令和 3年 1月 8日（金）より順次住友生命から発送いたします。確定申告をする際にご使用ください。

企業年金基金が支給する老齢給付金（年金）は、「雑所得」として所得の対象となります。

老齢給付金（年金）は、「扶養親族等申告書」が適用されませんので、年金の支給時（年2回）に一律で源泉徴収（支給額の7.6575%）をしております。

この源泉徴収税の還付の手続きは、各自が確定申告による清算をお願いいたします。

◇「公的年金等の源泉徴収票」を紛失された方

再発行いたしますので、お早めにご連絡ください。

TEL：03-3560-7017